

議案第 35 号

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、
住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの
機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同
じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による
住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であっ
て自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次のように加える。

7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の1の項及び2の項を次のように改める。

1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係

		<p>情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
		<p>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する情報（以下「生活困窮外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定め</p>

		るもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の3の項中

「

ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
--	---------------------

」を

「

ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱による助成金の交	地方税関係情報であって規則で定めるもの
----------------------------------	---------------------

付等に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
----------------------	----------------------

」に

改め、同表 4 の項中

「

ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同表 18 の項中

「

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための	地方税関係情報であって規則で定めるもの
-----------------------------------	---------------------

教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同項を同表 19 の項とし、同表 17 の項中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同項を同表 18 の項とし、同表中 16 の項を 17 の項とし、15 の項を 16 の項とし、14 の項を 15 の項とし、同表 13 の項中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同項を同表 14 の項とし、同表中 12 の項を 13 の項とし、8 の項から 11 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 7 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表中 6

の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	医療福祉費の支給等に関する情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者手帳交付申請用診断書料助成金の交付等に関する情報であって規則で定めるもの
		緊急保育サービス事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		特定個人番号利用事務に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

20 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
21 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助費の交付等に関する情報であって規則で定めるもの
		特定個人番号利用事務に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3の3の項中

「

ひたちなか市就学援助費交付規則による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

ひたちなか市就学援助費交付規則による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同項を同表 4 の項とし、同表中 2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

別表第 3 に次のように加える。

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（同表 2 の項中「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）」を削る部分、同表 7 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分及び同表 13 の項中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

旧		新		備考
(個人番号の利用範囲)		(個人番号の利用範囲)		
第4条 略		第4条 略		
2・3 略		2・3 略		
4 略		<p>4 <u>市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p>		
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）		
機関	事務	機関	事務	
1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	
3 市長	ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱（平成28年告示第40号）による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱（平成28年告示第40号）による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	
4 市長	ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱（平成6年告示第26号）による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱（平成6年告示第26号）による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
		5 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
5 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	6 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	

旧			新			備考
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）			
7	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報	
1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p>	1 市長	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p>	

旧			新			備考		
		<p>による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する情報（以下「生活困窮外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>			<p>による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する情報（以下「生活困窮外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p><u>住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの</p>			
2	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護	地方税関係情報であって規則で定めるもの	2	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護	地方税関係情報であって規則で定めるもの	

旧		新		備考
に準ずる措置に関する事務 であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	に準ずる措置に関する事務 であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法	

旧			新			備考
		<p>律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの</p>	
3	市長	<p>ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>ひたちなか市障害者手帳交付申請用診断書料助成要綱による助成金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p><u>住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの</p>	
4	市長	<p>ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>ひたちなか市緊急保育サービス事業実施要綱による緊急保育サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p><u>生活困窮外国人生活保護関係</u></p>	

旧			新			備考
		情報であって規則で定めるもの			情報であって規則で定めるもの	
					住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
			5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	医療福祉費の支給等に関する情報であって規則で定めるもの	
					生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
					障害者手帳交付申請用診断書料助成金の交付等に関する情報であって規則で定めるもの	
					緊急保育サービス事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの	
					特定個人番号利用事務に関する情報であって規則で定めるもの	
5・6 略	略	略	6・7 略	略	略	
7 市長	生活保護法による保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
8～12 略	略	略	9～13 略	略	略	
13 市長	母子保健法による保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊娠の届出，母子	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	14 市長	母子保健法による保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊娠の届出，母子	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

旧			新			備考
	健康手帳の交付，妊産婦の訪問指導，低体重児の届出，未熟児の訪問指導，養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給，費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの			健康手帳の交付，妊産婦の訪問指導，低体重児の届出，未熟児の訪問指導，養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給，費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		
14～16	略	略	15～17	略	略	
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	18	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	19	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
			20	教育委員会	ひたちなか市就学援助費交	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

旧				新				備考
					付規則による就学援助費の 交付等に関する事務であ つて規則で定めるもの		則で定めるもの	
				2.1 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であつて規 則で定めるもの		就学援助費の交付等に関する 情報であつて規則で定めるも の 特定個人番号利用事務に関す る情報であつて規則で定める もの	
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）				
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	
1 市長	生活に困窮する外国 人に対する生活保護 法による保護に準ず る措置に関する事務 であつて規則で定め るもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和 33年法律第56号） による医療に要する費 用についての援助に関 する情報であつて規則 で定めるもの	1 市長	生活に困窮する外国 人に対する生活保護 法による保護に準ず る措置に関する事務 であつて規則で定め るもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和 33年法律第56号） による医療に要する費 用についての援助に関 する情報であつて規則 で定めるもの	
2 教育委員会	学校保健安全法によ る医療に要する費用 についての援助に関 する事務であつて規 則で定めるもの	市長	生活困窮外国人生活保 護関係情報であつて規 則で定めるもの	2 市長	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の情報の管理に関 する事務であつて規 則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であ つて規則で定めるもの	
3 教育委員会	ひたちなか市就学援 助費交付規則による 就学援助費の交付等 に関する事務であつ	市長	地方税関係情報であ つて規則で定めるもの 住民票関係情報であ つて規則で定めるもの	3 教育委員会	学校保健安全法によ る医療に要する費用 についての援助に関 する事務であつて規 則で定めるもの	市長	生活困窮外国人生活保 護関係情報であつて規 則で定めるもの	
				4 教育委員会	ひたちなか市就学援 助費交付規則による 就学援助費の交付等 に関する事務であつ	市長	地方税関係情報であ つて規則で定めるもの 住民票関係情報であ つて規則で定めるもの	

旧			新			備考
	て規則で定めるもの			て規則で定めるもの		
			5 教育委員会	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の情報の管理に関 する事務であって規 則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの